

大田市告示第100号

大田市ふるさと大田創業支援事業補助金交付要綱（平成18年大田市告示第35号の3）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

大田市長 楫野弘和

第3条第1項の表中「ただし、令和元年度に交付決定を受けた事業は、補助対象経費の2/3以内とする。」を削る。

第6条の見出し中「・協議」を削り、同条中「申請者及び指導した大田商工会議所又は銀の道商工会からヒアリングするなど」を「有識者等で構成される審査会により」に改め、「し、島根県知事に協議」を削る。

第7条中「島根県知事の決定通知を受けたときは、」を「前条の規定による審査の結果、適当と認めた事業について、島根県知事と協議の上、」に改め、「第2号)により、」の次に「当該」を、「する。」の次に「また、不採択となった事業は、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金不採択通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。」を加える。

第8条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第9条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第10条第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第13条中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号から様式第7号までを次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金不採択通知書

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金について、審査の結果不採択とすることに決定しましたので、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

様式第4号(第8条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金に関する計画を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止、廃止)の内容
- 2 変更(中止、廃止)の理由
- 3 添付書類
 - (1) (変更)事業計画書

様式第5号(第8条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認通知書

年 月 日

様

大田市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認申請について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

様式第6号(第9条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令産第 号をもって交付決定のありました
ふるさと大田起業・創業支援事業補助金の実績について、ふるさと大田起
業・創業支援事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告しま
す。

記

- 1 実施場所 大田市 町
- 2 実施期間 年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助金等の交付決定額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 補助事業等の成果を証する書類(施工写真、完成写真、領収書等)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大田市長

様

補助事業者 住 所
氏 名



年 月 日付け指令産第 号をもって交付決定のありました
ふるさと大田起業・創業支援事業補助金について、ふるさと大田起業・創
業支援事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

2 振込依頼口座

金融機関名	
口座の種類	普通 当座 (※どちらかに○をしてください。)
口座番号	
口座名	

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号（第 13 条関係）

ふるさと大田起業・創業支援事業補助金指導状況報告書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定のありました標記補助事業について、ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、第 四半期分の指導状況を下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況
補助事業の収支状況
担当経営指導員への相談状況（相談日、相談内容等）
担当経営指導員からの指導内容

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。